

## 安平町暴力団の排除の推進に関する条例逐条解説（案）

### （目的）

第1条 この条例は、安平町（以下「町」という。）における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、町民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

第1条は、本条例の内容を要約し、その目的について定めているものです。

暴力団は、暴力やこれを背景とした、資金獲得活動により、町民や事業者等に多大な脅威を与える存在です。よって、町民、事業者及び行政が一体となって暴力団排除を推進し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的として、この条例を定めています。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 町内において商業、工業及びその他の事業活動を行う者並びに町内に所在する土地又は建築物を所有する者、占有する者及び管理する者をいう。
- (6) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

第2条は、本条例における用語の定義について定めたものです。

- (1) 第1号の「暴力団」とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を助長する恐れがある団体をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、「暴力団の構成員」をいいます。
- (3) 第3号の「暴力団関係事業者」とは、暴力団組織と密接な関係を有するもので、具体的に次のような事業者をいいます。

- ・暴力団員が事実上経営に参加している事業者
  - ・暴力団員の親族等が代表者となっているが、実質暴力団員が運営、支配している事業所
  - ・暴力団員と知りながら、その者を雇用、使用している事業者
  - ・暴力団員と知りながら、その者と下請け又は資材、原材料の購入の契約などを締結している事業者
  - ・暴力団員に経営上の利益や便宜を供与している事業者
- (4) 第5号の「事業者」は、事業を行う個人及び法人をいい、町内で活動する地縁団体、各種非営利活動団体等も含む。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

第3条は、暴力団排除のため、暴力団が社会に不当な影響を与える存在であることを認識し、関係機関、団体と連携協力のもと暴力団排除活動を一丸となって推進していくという基本理念について定めたものです

- (1) 「暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在である」とは「その団体の構成員が集団的又は常習的に暴力行為等を行うことを助長する恐れがある団体であること」、「町民等に対する卑劣な暴力、対立抗争、示威活動などにより、町民の安全で平穏な生活や事業者の事業活動を脅かしている存在であること」、「組織的に行使する暴力とその威力を利用し、資金獲得活動を行っており、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であること」等をいいます。
- (2) 「暴力団を恐れない」とは暴力団に対する誤まったイメージによる恐怖から脱却し、暴力団の本質を理解し、警戒を怠らず「存在を許さない」という対決姿勢を持つことが重要です。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは暴力団を助長するような利益の提供をないことをいいます。暴力団に資金を提供することは、結果的に暴力団の存在を認め資金獲得の手助けをすることになるため、不当な要求に対する資金の提供は勿論、事業活動に伴う契約を行わない等、一切の資金提供の遮断が必要です。
- (4) 「暴力団を利用しない」とは、法で規定する暴力団の威圧の利用は勿論のこと暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

- 2 町は、前項の施策の実施に当たっては、北海道及び北海道警察(以下「道警察」という。)並びに、法第32条の3第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 町は、北海道が行う暴力団の排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。
- 4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

第4条は、暴力団排除のための町の責務を明示したもので、町民、事業者、警察署等の関係機関と連携して、暴力団排除のための施策等について定めています。

- (1) 「暴力団の排除に係る施策」とは町の事務事業からの暴力団の排除、暴力団の排除のための活動に関する啓発活動等、多種多様な施策を行うことをいいます。
- (2) 組織的に活動する暴力団に対しては、道、道警察及び北海道暴力追放運動推進センター等の関係機関が一体となって暴力団の排除に取り組めます。
- (3) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団による犯罪情報、不当な金銭要求等の活動実態に関する情報、暴力団事務所等暴力団の組織実態に関する情報など暴力団の排除に資すると認められる情報をいいます。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、町又は道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第5条は、暴力団の排除を推進する上での町民の取り組み方、事業者の事業活動における取り組み及び町が実施する施策への協力や情報提供など、町民及び事業者の役割について定めたものです。

- (1) 暴力団の排除の推進には、警察の取り締まりや行政等の努力だけでは不十分であり、町民全体で自主的かつ、相互連携を図り活動に取り組むこと及び町が実施する施策に協力するように努めることについて定めています。
- (2) 事業者においても暴力団との関係を遮断し、その事業が暴力団を利することがないよう事業者の役割について明記したものです。

(町の事務事業における措置)

- 第6条 町は、その発注する建設工事、その他の町の事務又は事業(以下「町の事務事業」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第4項に規定する下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方(以下「下請契約等の相手方」という。)から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。
  - 3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに、道警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。
  - 4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

第6条は、町が実施する公共工事等の発注など契約等に関する事務の執行が、暴力団を利することとならないよう、町の行うべき措置について定めたものです。

- (1) 「町が実施する入札に参加させない」とは、具体的には、入札参加制限に係る措置について定めたものです。
- (2) 「必要な措置」とは、町の事務事業の相手方が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことの確認や要綱に基づく入札参加停止措置など、町の事務事業から暴力団の排除が円滑に推進されるための措置をいいます。

(公の施設の利用の不許可等)

- 第7条 町長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、公の施設(町が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の利用を許可しないものとする。

- 2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

第7条は、暴力団が公共施設を利用することによって、暴力団に利益をもたらすことのないよう必要な措置について定めたものです。具体的には、町の公共施設を指定管理者の管理施設も含め、暴力団の活動に利用させないように規定し、既に許可した場合についても許可若しくは承認の取り消し又は利用の中止を求めるものです。

(町民及び事業者に対する支援)

- 第8条 町は、町民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して当該活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、道警察と緊密に連携し、その安全の確保に努めるものとする。

第8条は、町民等が暴力団の排除のための活動を実施する場合において、町が町民等に対して行う支援について定めたものです。

- (1) 「その他必要な支援」とは、町民等が暴力団排除に積極的な活動を行うため、暴力団排除に資する情報の提供など町が町民等に対して行う支援について定めたもので
- (2) 暴力団の排除のための活動を行うことにより、暴力団又は暴力団員等からの暴力等により危険にさらされることも考えられます。このため、道条例第10条（警察による保護措置）に『警察本部長は、暴力団の排除に関する活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。』と規定されています。よって、町民等に対し警察が行う保護措置について町が必要な支援を行うこととします。

(青少年に対する教育等のための措置)

- 第9条 町は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 町は、青少年の育成に携わる者が前項の教育を行うために必要な指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第9条は、町が中学校において教育を行うこと及び青少年の育成に携わる者に対し、情報提供等の必要な支援等を行うことを定めたものです。

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在であり、その影響を受けやすい青少年に対し暴力団の実態を認識させ、暴力団への加入を防止し、また、暴力団による犯罪に遭わないような教育が行われるよう、町が青少年の育成に携わる者に対し情報提供等の支援を行う旨を規定しているものです。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 町民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等暴力団の威力を利用してはならない。

第10条は、町民等が暴力団の威力を利用することの禁止について定めたものです。

(1) 「暴力団の威力を利用する」とは自分と暴力団にはつながりがあるということを相手に認識させるなど、自分に有利となるよう暴力団の威力を利用することをいいます。

(利益供与の禁止)

第11条 町民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

第11条は、町民等が暴力団又は暴力団員が指定した者に対して金品や財産上の利益の供与の禁止について定めたものです。

(1) 「暴力団の活動」とは、暴力団が行う活動全般をいい、運営資金の獲得を目的として行う違法な活動等をいいます。

(2) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が町民等に対し、利益を供する相手方として指定した個人及び団体をいいます。

(3) 「財産上の利益の供与」とは、金銭、物品の他、有価証券、債務の免除、金品、物品の貸与、労務提供など受ける者にとって財産的な利得があるものをいいます。

(広報及び啓発)

第12条 町は、町民等の暴力団の排除の重要性についての理解を深めるため、広報その他必要な啓発活動を行うものとする。

第12条は、町民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めてもらうために意識高揚を図るための啓発活動について定めるものです。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第13条は、条例に規定されている事項の他、必要な事項がある場合に町長が別途定めることを規定するものです。

附 則

この条例は、平成26年 月 日から施行する。